定　　款

パンチ工業株式会社

第１章　総　　則

（商　号）
第１条　当会社は、パンチ工業株式会社と称し、英文では、PUNCH INDUSTRY CO.,LTD.　と表示する。

（目　的）
第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。
（１）次の企画、測定、設計、製造、販売ならびに輸出入
①金型および金型部品、ならびに金型製造一連に使用する附属品および消耗品
②機器および装置製品全般ならびに機械工具
③その他一切の工作物
（２）前各号の部品および物品の通信販売業務
（３）前各項に附帯または関連する一切の業務

（本店の所在地）
第３条　当会社は、本店を東京都品川区に置く。

（公告方法）
第４条　当会社の公告は、電子公告により行う。
２　やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第２章　株　　式

（発行可能株式総数）
第５条　当会社の発行可能株式総数は、8,000万株とする。

（自己株式の取得）
第６条　当会社は、取締役会決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

（単元株式数）
第７条　当会社の１単元の株式数は、100株とする。

（単元未満株主の権利制限）
第８条　当会社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
（１）会社法第189条第２項各号に掲げる権利
（２）取得請求権付株式の取得を請求する権利
（３）募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利

（株主名簿管理人）
第９条　当会社は、株主名簿管理人を置く。
２　株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。

3　当会社の株主名簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。

（株式取扱規則）

第10条　株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手続等については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

（基準日）

第11条　当会社は、毎年３月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2　前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とすることができる。

第３章　株主総会

（招　集）

第12条　定時株主総会は、毎事業年度終了後３ヵ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

（招集権者および議長）

第13条　当会社の株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、あらかじめ取締役会において定めた順序により取締役が招集し、その議長となる。

（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）

第14条　当会社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

（議決権の代理行使）

第15条　株主は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として、議決権を行使することができる。

2　前項の場合には、株主または代理人は株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

（決議の方法）

第16条　株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2　会社法第309条第２項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。

（議事録）
第17条　株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。

第４章　取締役、取締役会および執行役員

（取締役会の設置）
第18条　当会社は取締役会を置く。

（取締役の員数）
第19条　当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、10名以内とする。
２　当会社の監査等委員である取締役は、５名以内とする。

（取締役の選任）
第20条　取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。
２　取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
３　取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

（取締役の任期）
第21条　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
２　監査等委員である取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
３　任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
４　会社法第329条第３項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

（代表取締役等）
第22条　代表取締役は、取締役会の決議により取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から選定する。
２　代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。
３　取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から必要に応じ、取締役会長１名を選定することができる。

（取締役会の招集権者および議長）
第23条　当会社の取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、あらかじめ取締役会で定めた取締役が招集し、その議長となる。当該取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役が招集し、議長となる。

（取締役会の招集通知）

第24条　当会社の取締役会の招集通知は、各取締役に対し会日の３日前までに発するものとする。ただし、緊急の場合はこれを短縮することができる。

２　取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく取締役会を開催することができる。

（重要な業務執行の決定の委任）

第25条　当会社は、会社法第399条の13第６項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第５項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

（取締役会の決議の方法）

第26条　当会社の取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

（取締役会の決議の省略）

第27条　当会社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

（取締役会の議事録）

第28条　取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。

（取締役会規則）

第29条　当会社の取締役会は、法令または定款に定める事項のほか、当会社の重要な業務執行を決定し、その運営については取締役会の定める取締役会規則による。

（取締役の報酬等）

第30条　取締役の報酬等は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

（取締役の責任免除）

第31条　当会社は、会社法第426条第１項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

２　当会社は取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第423条第１項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

（執行役員）

第32条　当会社は、取締役会の決議により、執行役員を定め、当会社の業務を分担して執行させることができる。

２　取締役会の決議により、執行役員の中から社長およびその他の役付執行役員を選定することができる。

第５章　監査等委員会

（監査等委員会の設置）
第33条　当会社は、監査等委員会を置く。

（常勤の監査等委員）
第34条　監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。

（監査等委員会の招集通知）
第35条　当会社の監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し会日３日前までに発するものとする。ただし、緊急の場合はこれを短縮することができる。
２　監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく監査等委員会を開催することができる。

（監査等委員会の決議の方法）
第36条　当会社の監査等委員会の決議は、議決に加わることのできる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

（監査等委員会の議事録）
第37条　監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。

（監査等委員会規則）
第38条　監査等委員会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

第６章　会計監査人

（会計監査人の設置）
第39条　当会社は会計監査人を置く。

（会計監査人の選任）
第40条　会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

（会計監査人の任期）
第41条　会計監査人の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
２　会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

（会計監査人の報酬等）
第42条　会計監査人の報酬等は、取締役会が監査等委員会の同意を得て定める。

第７章　計　　算

（事業年度）

第43条　当会社の事業年度は、毎年４月１日から翌年３月31日までとする。

（剰余金の配当等の決定機関）

第44条　当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第１項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

（剰余金の配当の基準日）

第45条　当会社の期末配当の基準日は、毎年３月31日とする。

２　当会社の中間配当の基準日は、毎年９月30日とする。

３　前２項のほか、当会社は基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

（配当金の除斥期間）

第46条　配当金が、支払開始の日から満３年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

２　前項の支払には利息をつけない。

附　　則

（改訂履歴）

平成12年６月26日　　改　　訂
平成14年６月25日　　改　　訂
平成15年７月４日　　改　　訂
平成16年６月28日　　改　　訂
平成18年６月23日　　改　　訂
平成21年６月29日　　改　　訂
平成24年６月27日　　改　　訂
平成27年６月24日　　改　　訂
2016年６月22日　　改　　訂
2017年６月23日　　改　　訂
2018年１月１日　　改　　訂
2021年６月23日　　改　　訂